

聖籠町訓令第九号

聖籠町在宅重度身体障害者訪問審査実施要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十三年八月五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町在宅重度身体障害者訪問審査実施要綱を廃止する訓令

聖籠町在宅重度身体障害者訪問審査実施要綱（平成五年聖籠町訓令第六号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。